

令和6年第1回会津若松市  
農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和6年1月22日（月）午後1時30分
- 2 場所 会津若松市河東支所2階大会議室
- 3 委員 農業委員 19名  
農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した農業委員 18名

1番委員	長谷川 泰道	2番委員	大竹 吉弘	3番委員	古川 正俊
4番委員	春日部 一視	5番委員	荒井 重隆	6番委員	大島 光信
7番委員	庄司 遼	8番委員	二瓶 正貴	9番委員	多田 善信
		11番委員	渡部 一夫	12番委員	折笠 康裕
13番委員	佐野 和枝	14番委員	武田 久美子	15番委員	星 俊典
16番委員	渡邊 直也	17番委員	手代木久司（遅参）	18番委員	佐々木 隆夫
19番委員	渡部 政美				

出席した農地利用最適化推進委員 18名

1番委員	梶内 徳仁	2番委員	中島 吉郁	3番委員	渡部 義勝
4番委員	長谷川 幸栄	5番委員	山田 千代志	6番委員	田代 新一
7番委員	齋藤 俊紀	8番委員	渡部 清	9番委員	平塚 与八
10番委員	高橋 一浩	11番委員	島影 盛継	12番委員	本田 武史
13番委員	菅井 洋一	14番委員	佐藤 恒男	15番委員	渡部 政治
16番委員	高橋 一美	17番委員	渡部 裕末	18番委員	奈良橋 渉

- 5 欠席した農業委員 1名

10番委員	室野井 建一				

欠席した農地利用最適化推進委員 0名

--	--	--	--	--	--

- 6 出席した事務局職員

事務局長	二瓶 潔	事務局次長	酒井 康之	主任主査	五十嵐 功一
主任主査	慶徳 幸一郎				

- 7 出席した執行機関職員（農政課）

主任技師	藤田 優志	主事	相田 千春		

<p>会 長</p>	<p>只今より、令和6年第1回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日、出席の農業委員は17名でありまして、定足数に達しております。 また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は18名であります。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてであります。 署名委員については、例により私からご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。 農業委員13番・佐野 和枝(さの かずえ)委員、農業委員14番・武田 久美子(たけだ くみこ)委員、以上二名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。</p> <p>次に、本日の議事について申し上げます。 議事については、あらかじめ印刷の上、申し上げているとおりであります。</p> <p>それでは議事に入ります。 始めに、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とし、事務局の説明を求めます。</p>
<p>農業委員会事務局</p>	<p>2ページをお開きください。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について であります。 この案件は、農地法第3条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。 なお、3番の案件については、申請者から令和6年1月18日付けで「農地法第3条の規定による許可申請の取下願出書」が提出され、これを受理したことから、3番を除く4件についてご審議をお願いいたします。 説明は以上です。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員4番) 春日部 一視 委員</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。 高野班担当委員より1番について説明願います。</p> <p>議案第1号の1番について、農業委員4番春日部一視より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、1月16日午前11時より、担当委員2名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員2番) 大竹 吉弘 委員</p>	<p>大戸班担当委員より2番について説明願います。</p> <p>議案第1号の2番について、農業委員2番大竹吉弘より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、1月13日午後2時より、担当委員2名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員9番) 多田 善信 委員</p>	<p>川南班担当委員より4番から5番について説明願います。</p> <p>議案第1号の4番から5番について、農業委員9番多田善信より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 これらの案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、1月15日午後2時より、担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>各班担当委員からの調査報告が終わりました。</p>

	<p>只今、事務局からの提案理由の説明のとおり、3番の案件については、申請者から1月18日付けで「農地法第3条の規定による許可申請の取下願出書」が提出されたことから、3番を除く4件についてお諮りいたします。</p> <p>本件について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可と決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、3番を除く4件について、許可するものと決せられました。</p>
会 長	<p>次に、議案第2号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。</p> <p>はじめに、事務局の説明を求めます。</p>
農業委員会事務局	<p>4ページをお開きください。</p> <p>議案第2号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について であります。</p> <p>この案件は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（利用権設定）の決定を求めるものです。説明は以上です。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>南四合・町北班担当委員より1番から5番について説明願います。</p>
(農業委員13番) 佐野 和枝 委員	<p>農業委員13番佐野和枝より、利用権設の1番から5番について、報告いたします。</p> <p>詳細につきましては、議案書記載のとおりです。</p> <p>1番から5番の案件については農業を営む法人への利用権設定です。</p> <p>申請内容は、旧基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、1月14日午後1時から地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
会 長	<p>一箕班担当委員より6番から10番について説明願います。</p>
(推進委員12番) 本田 武史 委員	<p>推進委員12番本田武史より利用権設定の6番から10番について、報告いたします。</p> <p>なお、6番の案件につきましては日橋地内の農地を含んでおりますが、旧市・一箕・東山より報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容につきましては、旧基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、1月17日正午より地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>湊班担当委員より11番から12番について説明願います。</p>
(農業委員11番) 渡部 一夫 委員	<p>農業委員11番渡部一夫より、利用権設の11番から12番について、報告いたします。</p> <p>詳細につきましては、議案書記載のとおりです。</p> <p>11番から12番の案件につきましては農地中間管理事業を活用した利用権設定です。</p> <p>申請内容は、旧基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、1月16日午後5時から地区担当委員4名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
会 長	<p>高野班担当委員より13番から17番について説明願います。</p>
(推進委員3番) 渡部 義勝 委員	<p>推進委員3番渡部義勝より、利用権設定の13番から17番について、報告いたします。</p> <p>詳細につきましては、議案書記載のとおりです。</p> <p>これらの案件につきましては、13番から17番は、認定農業者に対する利用権設定です。</p> <p>申請内容につきましては、旧基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照</p>

<p>会 長 (農業委員3番) 古川 正俊 委員</p>	<p>らして、調査チェック表に基づき、1月16日午前10時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p> <p>神指班担当委員より18番から19番について説明願います。</p> <p>農業委員3番古川正俊より、利用権設定の18番から19番について、報告いたします。 なお、18番の案件には高野地内の農地を含んでおりますが、面積が多い神指班担当より報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 これらの案件につきましては、18番から19番は、認定農業者に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、旧基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、1月20日午前10時より地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会 長 (農業委員7番) 庄司 遼 委員</p>	<p>門田班担当委員より20番から47番について説明願います。</p> <p>農業委員7番庄司遼より、利用権設定の20番から47番について、報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 21番から42番の案件につきましては認定農業者に対する利用権設定で、42番から48番の案件につきましては農家に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、旧基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、1月14日午後6時より地区担当委員4名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長 (農業委員2番) 大竹 吉弘 委員</p>	<p>大戸班担当委員より48番について説明願います。</p> <p>農業委員2番大竹吉弘より、利用権設定の48番について、報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、旧基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、1月16日午前9時より地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長 (農業委員5番) 荒井 重隆 委員</p>	<p>荒井班担当委員より49番から61番について説明願います。)</p> <p>農業委員5番荒井重隆より、利用権設定の49番から61番について、報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 49番から54番の案件につきましては、農家間における利用権設定で、55番から61番につきましては農業を営む法人に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、旧基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、1月15日午後2時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長 (推進委員4番) 長谷川 幸栄 委員</p>	<p>川南班担当委員より62番から64番について説明願います。</p> <p>推進委員4番長谷川幸栄より、利用権設の62番から64番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 62番の案件については認定農業者への利用権設定で、63番から64番の案件につきましては農地中間管理事業を活用した利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、1月15日午後2時から地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会 長 (農業委員15番) 星 俊典 委員</p>	<p>館ノ内班担当委員より65番から71番について説明願います。</p> <p>農業委員15番星俊典より、利用権設定の65番から71番について、報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 65番から69番の案件につきましては認定農業者に対する利用権設定で、70番から71番につきましては農業を営む法人に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、旧基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、1月15日午後2時より地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>

<p>会 長 (推進委員1番) 梶内 徳仁 委員</p>	<p>八田班担当委員より72番から76番について説明願います。</p> <p>推進委員1番梶内徳仁より、利用権設の72番から76番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 72番から73番の案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定で、74番から76番につきましては農業を営む法人に対する利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、1月13日午前9時30分から地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会 長 (農業委員14番) 武田 久美子 委員</p>	<p>日橋班担当委員より77番から81番について説明願います。</p> <p>農業委員14番武田久美子より、利用権設の77番から81番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 この案件につきましては、農業を営む法人に対する利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、1月17日午後4時から地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>各班担当委員の調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第2号 農用地利用集積計画については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第2号 農用地利用集積計画については、原案のとおり決定するものと決せられました。</p> <p>次に、議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について を議題とし、事務局の説明を求めます。</p>
<p>農業委員会事務局</p>	<p>議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見についてであります が、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項において、「市町村が農 用地利用集積等促進計画(案)を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委 員会に意見を聴くものとする」と規定されており、令和6年1月5日付け、5農政 第1195号にて会津若松市長より意見を求められております。 詳細につきましては、農政部農政課の担当者よりご説明申し上げます。</p>
<p>農政部農政課</p>	<p>日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご理 解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 議案第3号農用地利用促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関す る法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様 にご審議いただきます。 1月総会の案件は、一般地区、赤井地区、崎川地区、原地区、横沼地区、南原地 区、香塩地区になります。 11ページ上段をご覧ください。一般地区になります。 当該案件は、前耕作者が耕作者都合により解約し、合同会社ベルファームが借り 受けるの借換え契約です。こちらについては、令和5年10月20日に開催いたしま した選定検討会の結果に基づいて農地の借り手の調整を行ったものの、借り手が見 つかりませんでしたので、その旨、農地所有者へ報告したところ、所有者自身で農 地の受け手を見つけられたことから、農用地利用促進計画(案)を作成しました。 まず初めに資料の訂正をお願いいたします。 11ページ中段の字の部分で下から2段、字地蔵京田(じぞうきょうだ)となっ ておりますが、字京田(きょうだ)の誤りです。同段の、貸借の期間が6年となっ ておりますが、7年の誤りです。 13ページ最下段、地区名を香塩と訂正をお願いいたします。 11ページ中段についても、前耕作者が耕作者都合により解約し、株式会社ミフ シファームが借り受ける借換え契約です。こちらについては、地区の実質化された 人・農地プランに基づいて、農用地利用促進計画(案)を作成しました。 11ページ下段から12ページ上段をご覧ください。赤井地区になります。 該当案件は、耕作者死亡により一時的に名義を親族(被相続人の妻)に変更して</p>

	<p>いたものについて、改めて別の親族（被相続人の息子）に借り手を変更するための契約です。</p> <p>12 ページ中段をご覧ください。崎川地区になります。</p> <p>該当案件は、崎川営農改善組合におきまして、農用地の利用調整が行われたものについて、農用地利用促進計画（案）を作成いたしました。</p> <p>12 ページ下段をご覧ください。原地区になります。</p> <p>該当案件は、原改善組合におきまして、農用地の利用調整が行われたものについて、農用地利用促進計画（案）を作成いたしました。</p> <p>13 ページ上段をご覧ください。横沼地区になります。</p> <p>該当案件は、横沼営農改善組合におきまして、農用地の利用調整が行われたものについて、農用地利用促進計画（案）を作成いたしました。</p> <p>13 ページ中段をご覧ください。南原地区になります。</p> <p>該当案件は、南原地区農用利用改善組合におきまして、農用地の利用調整が行われたものについて、農用地利用促進計画（案）を作成いたしました。</p> <p>13 ページ下段をご覧ください。香塩地区になります。</p> <p>該当案件は、現耕作者からの申し出による借換え契約であり、人・農地プランに基づいて農用地利用促進計画（案）を作成しました。</p> <p>詳細な内容については、議案書記載の通りであります。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
<p>会 長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご質問等ございませんか。</p> <p>はい、星俊典委員。</p>
<p>（農業委員 15 番） 星 俊典 委員</p>	<p>合同会社ベルファームとはどのような法人でしょうか。</p>
<p>農政部農政課</p>	<p>町北地区の認定農業者である佐瀬右恭氏が立ち上げた法人となります。</p>
<p>（農業委員 15 番） 星 俊典 委員</p>	<p>了解しました。</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りいたします。議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）については、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。</p>
<p>会 長</p>	<p>（異議なし の声あり）</p> <p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画については、異議のない旨を回答することといたします。</p>
<p>農政委員会事務局</p>	<p>次に、議案第 4 号 会津若松農業振興地域整備計画の変更案について を議題とし、事務局の説明を求めます。</p>
<p>農政委員会事務局</p>	<p>議案第 4 号 会津若松農業振興地域整備計画の変更案についてであります。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 において、「市町村が農業振興地域整備計画を変更しようとするときは、当該市町村の長は農業委員会の意見を聴くものとする」と規定されており、令和 5 年 12 月 22 日付け、5 農政第 1077 号にて会津若松市長より意見を求められております。</p> <p>詳細につきましては、農政部農政課の担当者よりご説明申し上げます。</p>
<p>農政部農政課</p>	<p>農政課の藤田です。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>今回の案件につきましては、令和 5 年 10 月 31 日までに農用地区域の変更申出書を受付したものであり、農用地区域からの除外案件が 2 件でございます。</p> <p>案件の 1 件目は、町北町大字藤室字道下 28 番、29 番、30 番、31 番、32 番で、地目は田、面積は合計 4,955㎡です。事業計画者は、南東北福山通運株式会社代表取締役 小林 哲平氏であります。</p> <p>初めに、除外の理由であります。</p> <p>運送業種における 2024 年、2030 年問題に対応するために、従業員及びトラックの台数の増加は必須となっております。事業増加に対応するため、現事業所裏側の農地を開発し、事業所を拡張することが必用となったため、農業振興地域からの除外を行うものです。</p> <p>なお、会津若松 IC 周辺は交通の要衝としてその機能を生かした「地域産業振興型」の土地利用を図るエリアとしており、環境や景観に配慮しながら地域振興に資する物流施設用地としての土地利用を行うため、「藤室地区計画」の策定予定地域であることから、市の土地利用方針とも整合性が図られているところです。</p> <p>次に土地選定理由であります。候補地の選定に当たり、農用地区域外の農地を含めた複数個所について協議いたしましたが、いずれも必要とする面積の確保や進入</p>

路の問題、周辺住宅との隣接状況など総合的に判断し、当該申出地を選定したものです。  
また、当該事業計画は、流通事業者の事業所として必要最低限の面積であり、農地の集積や利用、土地改良施設等の機能に支障を及ぼす恐れがないなど、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の各号に規定される除外要件を満たすものと認められることから、除外はやむを得ないものと思われます。  
案件の2件目は、神指町幕内67番2で、地目は畑、面積は65.71㎡です。事業計画者は、佐瀬 正氏であります。  
除外の理由は自宅敷地及び作業所の作業スペースの拡張の為の除外であります。事業計画者は、当該土地の隣地に共住しており、平成11年度から平成16年度に実施した県営畑地帯総合整備事業を実施した際に自宅敷地が一部越境した状態で換地処分がなされていたことから、越境状態を解消するために当該地を分筆し、現況に則した利用状況にするために農振農用地からの除外を行うものです。  
尚、住宅の敷地北側をやむを得ず拡張するものであり、規模についても最小限であり妥当であります。  
会津若松農業振興地域整備計画の変更案に係る説明については、以上であります。

会 長

説明が終わりました。  
本件について、ご質問等ございませんか。

(なし の声あり)

会 長

それではお諮りいたします。議案第4号 会津若松農業振興地域整備計画の変更案については、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

会 長

満場ご異議ないものと認めます。  
よって、議案第4号 会津若松農業振興地域整備計画の変更案については、異議のない旨を回答することといたします。

次に報告に移ります。  
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について、報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理については、事務局より報告願います。

農業委員会事務局

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の1番から12番について、報告いたします。  
届出の詳細は、議案書記載のとおりです。  
これらにつきましては、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。  
次に、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の1番について、報告いたします。届出の詳細は、議案書記載のとおりです。  
これにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。  
なお、都市計画法上の意見としまして、届出地においては、12月1日現在、開発許可等の手続き中であり、手続きが完了するまでの間は、造成工事等は行わないこと、との意見が付されております。  
次に、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の1番から4番について、報告いたします。届出の詳細は、議案書記載のとおりです。  
これにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。  
なお、都市計画法上の意見としまして、1番2番4番には、①隣接する土地との境界を明確にすること、②施工の際は、隣接地に影響のないよう十分配慮すること、③必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議すること、④敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水すること、との意見が付されております。報告は以上です。

会 長

報告でございます。ご了承願います。

以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。

(午後2時15分 閉会を宣言する。)

この議事録は、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和6年1月22日

会津若松市農業委員会 会長 渡部 政美

農業委員 13番 佐野 和枝

農業委員 14番 武田 久美子